

## 保険税の賦課限度額の改正について

## 1 宮代町国民健康保険税条例の一部の改正

## 第2条（課税額）

- ① 基礎課税額の限度額（医療分）  
現行 58万円 → **改正後 61万円**
  
- ② 後期高齢者支援金等課税額の限度額（支援分）  
現行 19万円 → **据え置き**
  
- ③ 介護納付金課税額の限度額（介護分）  
現行 16万円 → **据え置き**

## [理由]

国民健康保険税の賦課限度額の見直しにより、平成31年4月1日から地方税法施行令(以降、施行令という。)の一部が改正及び公布されている。

当町においても、施行令の一部改正の趣旨を踏まえて中低所得者の負担の軽減を図るため、令和2年4月1日からの国民健康保険税の基礎課税額の限度額を58万円から61万円へ改正を行うものである。

## [効果]

- ・ 賦課限度額の引き上げにより、国民健康保険税の調定額が約99万円増加する見込み。

2 施行期日 令和2年4月1日

## 3 今後のスケジュール

令和元年12月定例会へ議案として上程